

農業経営基盤強化資金実施要綱

平成 6 年 6 月 29 日 6 農経 A 第 665 号 農林水産事務次官依命通知
改正平成 7 年 2 月 10 日 7 農経 A 第 94 号
平成 10 年 6 月 16 日 10 農経 A 第 810 号
平成 12 年 3 月 31 日 12 農経 A 第 448 号
平成 13 年 4 月 1 日 12 経 営 第 2182 号
平成 13 年 5 月 1 日 13 経 営 第 238 号
平成 13 年 9 月 12 日 13 経 営 第 2932 号
平成 14 年 4 月 1 日 13 経 営 第 6125 号
平成 14 年 7 月 1 日 14 経 営 第 1737 号
平成 18 年 4 月 19 日 18 経 営 第 182 号
平成 19 年 3 月 30 日 18 経 営 第 7833 号
平成 20 年 10 月 1 日 20 経 営 第 3733 号
平成 20 年 10 月 16 日 20 経 営 第 4072 号
平成 20 年 10 月 21 日 20 経 営 第 4266 号
平成 21 年 4 月 20 日 21 経 営 第 185 号
平成 21 年 5 月 29 日 21 経 営 第 993 号
平成 22 年 4 月 1 日 21 経 営 第 6879 号
平成 23 年 4 月 1 日 22 経 営 第 7266 号
平成 23 年 5 月 2 日 23 経 営 第 249 号
平成 23 年 11 月 21 日 23 経 営 第 2219 号
平成 24 年 4 月 6 日 23 経 営 第 3564 号
平成 24 年 5 月 11 日 24 経 営 第 393 号
平成 24 年 5 月 22 日 24 経 営 第 511 号
平成 24 年 8 月 13 日 24 経 営 第 1575 号
平成 25 年 2 月 26 日 24 経 営 第 3217 号
平成 25 年 4 月 1 日 24 経 営 第 3665 号
平成 25 年 5 月 16 日 25 経 営 第 384 号
平成 25 年 8 月 26 日 25 経 営 第 1650 号
平成 25 年 10 月 11 日 25 経 営 第 2001 号
平成 26 年 2 月 27 日 25 経 営 第 3419 号
平成 26 年 4 月 1 日 25 経 営 第 3636 号
平成 27 年 4 月 1 日 26 経 営 第 3306 号
平成 28 年 4 月 1 日 27 経 営 第 3213 号
平成 29 年 3 月 31 日 28 経 営 第 3060 号
平成 30 年 3 月 30 日 29 経 営 第 3432 号
平成 31 年 3 月 29 日 30 経 営 第 3014 号
令和 2 年 3 月 30 日 元経 営 第 3160 号
令和 3 年 3 月 29 日 2 経 営 第 3025 号
令和 4 年 3 月 31 日 3 経 営 第 3158 号
令和 5 年 3 月 31 日 4 経 営 第 3160 号

目次

- 第 1 趣旨
- 第 2 対象となる経営改善計画
- 第 3 資金の内容等
 - 1 貸付対象者
 - 2 貸付金の使途
 - 3 貸付金の最高限度額
 - 4 貸付利率
 - 5 償還（据置）期限
 - 6 貸付方式
- 第 4 その他
- 別紙 農業経営基盤強化資金の融資対象

第 1 趣旨

本要綱は、効率的・安定的な経営体を目指して、農業経営基盤強化促進法等に基づく認定に係る農業経営改善計画等を達成しようとする農業者に対して融通する長期資金である農業経営基盤強化資金（「スーパー L 資金」と略称する。）について定めるものである。

第 2 対象となる経営改善計画

本要綱による支援の対象となる経営改善のための計画（以下「農業経営改善計画」という。）は、次のとおりとする。

- ① 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画
- ② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 の認定に係る経営改善計画
- ③ 果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 3 条第 1 項の認定に係る果樹園経営計画

第 3 資金の内容等

本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は、次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。

1 貸付対象者

(1) 又は (2) に掲げる農業者及び当該農業者に転貸する農業協同組合又は農業協同組合連合会

- (1) 第2に定める農業経営改善計画の認定を受けている者
(簿記記帳を行っている者(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。))に限る。)
- (2) (1)の認定を受けた法人の構成員であるか又は構成員になろうとする者
(ただし、当該法人への出資金等を借入れする場合に限る。)

2 貸付金の使途

農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる資金であって、その具体的内容は別紙に例示するとおり。

- (1) 農地(農地法(昭和27年法律第229号)第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。)等の取得
- (2) 農地等の改良等
- (3) 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- (4) 農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得
- (5) 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- (6) 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- (7) 負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

3 貸付金の最高限度額

貸付金の最高限度額は次のとおりとする。

ただし、2の(7)の資金のうち本資金を借り受けたために生じた負債に係るものについては、本資金の貸付金残高の額とし、かつ、2の(7)の資金(公庫農林水産事業が融通した資金及び株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第16条第1項の規定による解散前の農林漁業金融公庫(以下「旧農林漁業金融公庫」という。))が融通した資金を借り受けたために生じた負債の整理に係るものを除く。)については次の額の5分の1を限度とし、2の(7)の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。

- (1) (2)に掲げる貸付け以外のもの

① 個人 3億円

ただし、次のいずれかに該当する場合には6億円

- ア 経営が複数の部門にわたる経営体又は経営部門を増やす農業経営改善計画を有する経営体
- イ 主たる従事者を複数有する経営体又は計画期間中に複数有することとなる農業経営改善計画を有する経営体
- ウ 当該経営体の所在する地域の状況により、相当の規模拡大をもって地域の担い手となることが求められる経営体

② 法人 10億円

ただし、次の要件を満たす場合、それぞれに掲げる貸付限度額とする。

- (ア) 民間金融機関から資金調達が行われる場合

(注) 経営改善資金計画書(農業経営改善関係資金基本要綱(平成

14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)
第3の1の(1)に定めるものをいう。以下同じ。)において民間金融機関から資金調達が行われることが確認できる場合 等
次のうち、いずれか低い額

ア 20億円

イ 経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額

(イ) 民間金融機関の貸付金残高の額が、公庫農林水産事業の貸付金残高及び民間金融機関の貸付金残高の合計額の3分の1以上となる場合

次のうち、いずれか低い額

ア 30億円

イ 経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額

(2) 震災対応型資本金貸付け(主要な事業用資産について、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「地震」という。)の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関(以下「市町村長等」という。)から受けた農業法人(市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けたものを含む。)であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者を対象とする、償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を設けることにより、金融検査上自己資本とみなし得る資本金の貸付けをいう。)については5億円

ただし、3名を超える常時従事者数1名につき5千万円を加えることができる。この場合において、加算後の限度額は、当該法人の経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額又は10億円のいずれか低い額とする。

4 貸付利率

公庫の貸付利率は、平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号(株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件)2に規定するとおりとする。

5 償還期限(据置期間)

償還期限25年以内(うち、据置期間10年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第11条第1項に規定する者であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、償還期限28年以内(うち、据置期間13年以内)とする(令和8年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。))。

6 貸付方式

本資金の貸付けは、公庫又は公庫の受託金融機関から農業者への直接貸付のほか、必要に応じ農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸による貸付けも行い得るものとする。

第4 その他

- (1) 公庫は、アドバイザーを置き、経営改善資金計画書の審査及び貸付後における経営改善の目標達成について指導、助言を行わせる。
- (2) 第3の4に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

附 則（平成22年4月1日21経営第6879号）

- 1 この通知は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。この場合において、施行前の要綱中「農山漁村振興基金」とあるのは「財団法人農林水産長期金融協会」とする。

附 則（平成23年4月1日22経営第7266号）

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月2日23経営第249号）

この通知は、平成23年5月2日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成23年11月21日23経営第2219号）

この通知は、平成23年11月21日から施行する。

附 則（平成24年4月6日23経営第3564号）

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成24年5月11日24経営第393号）

この通知は、平成24年5月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月22日24経営第511号）

この通知は、平成24年5月22日から施行し、平成24年5月6日から適用する。

附 則（平成24年8月13日24経営第1575号）

この通知は、平成24年8月13日から施行し、平成24年6月8日から適用する。

附 則（平成25年 2 月26日24経営第3217号）
この通知は、平成25年 2 月26日から施行する。

附 則（平成25年 4 月 1 日24経営第3665号）
この通知は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 5 月16日24経営第384号）
この通知は、平成25年 5 月16日から施行する。

附 則（平成25年 8 月26日25経営第1650号）
この通知は、平成25年 8 月26日から施行し、平成25年 6 月 8 日から適用する。

附 則（平成25年10月11日25経営第2001号）
この通知は、平成25年10月11日から施行し、平成25年 9 月15日から適用する。

附 則（平成26年 2 月27日25経営第3419号）
この通知は、平成26年 2 月27日から施行し、平成25年11月11日から適用する。

附 則（平成26年 4 月 1 日25経営第3636号）
1. この通知は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
2. この通知の施行の日前に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金についての
この通知による改正後の農業経営基盤強化資金実施要綱通知の規定については、
なお従前の例による。

附 則（平成27年 4 月 1 日26経営第3306号）
この通知は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 4 月 1 日27経営第3213号）
この通知は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日28経営第3060号）
この通知は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日29経営第3432号）
1 この通知は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
2 この通知の施行の日前に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金については、
なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月29日30経営第3014号）
1 この通知は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
2 この通知の施行の日前に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金については、

なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日元経営第 3160 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日 2 経営第 3025 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の日前に、主要な事業用資産について地震の影響により浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対して農業経営基盤強化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第 3 の 3 の（2）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 121 条第 1 項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第 12 条第 1 項に規定する者に対して農業経営基盤強化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第 3 の 5 の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日 3 経営第 3158 号）

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 4 経営第 3160 号）

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日 5 経営第 3168 号）

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日 6 経営第 3253 号）

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

農業経営基盤強化資金の融資対象

- 基本的考え方
- ① 経営改善計画等に明示された具体的経営改善措置（経営安定措置を含む。）の実施に必要な長期資金に限る。

② したがって、生活に必要な経費等、農業経営の改善と関係のないものや認定された計画と関係ないものは、融資対象とならない。

③ また、単なる資金繰り資金も融資対象とならない。

④ ※の資金用途については、法人及び青色申告をしている個人のみを融資対象とする。

貸付金の使途の例示	具体的事業内容の例示	備 考
1. 農地等の取得	○農地、採草放牧地の取得 ○未墾地の取得	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
2. 農地等の改良等	○農地等の改良、造成、復旧、保全	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
3. 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得	○農業生産用施設 農舎、畜舎、家畜排せつ物処理施設、 蚕室、たい肥舎、農作物育成管理用施設、 牧さく、排水施設、かん水施設、 農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、 ふ卵育すう施設、農機具、運搬用機具 ○経営管理用施設 農業労働力確保施設、事務用機器、事務所 ○生産・経営環境保全施設 畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、 発電施設、農業生産環境施設	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
4. 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得	○農産物乾燥施設、農産物処理加工施設、 農産物保管貯蔵施設 ○需要開拓施設、地域資源整備活用施設、 未利用資源活用施設 ○体験農業施設・交流促進施設 ○流通販売施設 ○観光農業施設	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
5. 借地権、施設等の利用権、特許権その他無形固定資産の取得等	○営業権、特許権、登録新品種にかかる権利、 実用新案権、意匠権、商標権、著作権、 ノウハウ、水利権、電気ガス供給施設利用 権、地上権、熱供給施設利用権、水道施設 利用権、電話加入権、テナント権利金、 自らの経営に密接に関係する法人に対する 出資金その他の無形固定資産 ○調査研究、開発費その他の繰延資産	決算書に無形固定資産、繰延資産として計上しないものは対象外
6. 家畜・果樹等の導入、借地料・賃借料の支払い その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金	○家畜の購入・育成費 ○果樹・茶・多年生草本・桑・花木の新植・ 改植の費用及び育成費 ○農地等の借地料、事務所賃借料、機械・ 施設のリース料	自らの経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
	○規模・売上・販路の拡大（立ち上がりを含む。）、作目転換等に伴い必要となる初期的経営費用	経営改善計画期間中に必要なものに限る。
	○個人経営を法人経営に移行させるために必要な資金（登記費用等）	当該経営体が認定を受けている場合に限る。
	○農業者が法人の構成員として営農するため、法人に参加するのに必要な資金（出資金等）	当該法人が認定を受けている場合に限る。
7. 負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金	○負債の整理	経営の安定に真に必要な場合に限る。 制度資金（公庫農林水産事業が融通した資金及び旧農林漁業金融公庫が融通した資金を除く。）は対象外 金融機関の取引離脱による肩代わりは対象外
	○資本構成を是正するのに必要な資金 ※	資本構成の悪化の原因が、放漫経営等正常な経営によるものと認められない場合は、対象外
	○法人構成員の脱退に伴う持ち分の払い戻しに必要な資金 ※	当該法人が認定を受けている場合に限る。
	○緊密な取引関係の維持を目的とした関連会社の出資金を保有するために必要な資金 ※	関連会社は資材の購入先、生産物の販売先に限る。 上場株式の取得等投機目的の可能性がある場合は対象外